

平成28年2月23日

KEMPOSご担当 殿

株式会社 ネットワークス
〒561-0893 豊中市宝山町 23-31
TEL06(6844)1069 FAX06(6844)2754
〒102-0083 千代田区麴町 4-1-4
TEL03(3556)2921 FAX03(3556)2923

平成28年3月法改正バージョンアップのご案内

拝啓 貴所益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。毎度格別のお引立てに預かりありがとうございます。さて、KEMPOSに関し、以下の点につきバージョンアップを行いますので、ご案内申し上げます。

敬具

(1) バージョンアップ内容 (今回のリリースは Ver506fk となります)

今回のバージョンアップは平成27年7月成立の「特許法等の一部を改正する法律」が平成28年4月1日に施行されることになりましたので、KEMPOSをそれに適用させるためのものとなります。法改正の概要は以下のようになっています。

「知的財産の適切な保護及び活用により我が国のイノベーションを促進するため、発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し及び特許料等の改定を行うほか、知的財産権に関する国際的な制度調和等を実現するため、特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備を行う。」

KEMPOSに影響するのは料金改定及び「特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備」の部分となります。

これまでも「特許法条約(PLT)」加入のために各種改訂(期限徒過の救済措置等)が行われてきましたが今回それを更に拡充させるものです。

1. 平成28年4月1日より改訂される新料金に対応しました。
2. 平成28年4月1日より改訂される期間延長の修正に対応しました。
3. 平成28年4月1日より改訂される外国語書面出願の翻訳期間の変更他に対応しました。

1. 平成28年4月1日より改訂される新料金に対応しました。

(1) 新料金は以下のとおりです。(赤字の部分は KEMPOS でシステムの的に管理しているもの)

1. 特許関係

1-1. 出願料 (特許法等関係手数料令第1条第2項)

	改定前	改定後
特許出願	15,000 円	14,000 円
外国語書面出願	24,000 円	22,000 円
特許法第184条の5第1項の規定による手続	15,000 円	14,000 円
特許法第184条の20第1項の規定による申出	15,000 円	14,000 円

1-2. 特許料 (平成16年4月1日以降に審査請求をした出願) (特許法第107条第1項)

	改定前	改定後
第1～3年まで毎年	2,300 円+請求項数×200 円	2,100 円+請求項数× 200 円
第4～6年まで毎年	7,100 円+請求項数×500 円	6,400 円+請求項数× 500 円
第7～9年まで毎年	21,400 円+請求項数×1,700 円	19,300 円+請求項数×1,500 円
第10～25年まで毎年	61,600 円+請求項数×4,800 円	55,400 円+請求項数×4,300 円

1-3. 特許料 (平成16年3月31日以前に審査請求をした出願) (改正法附則第8条)

	改定前	改定後
第1～3年まで毎年	11,400 円+請求項数×1,000 円	10,300 円+請求項数× 900 円
第4～6年まで毎年	17,900 円+請求項数×1,400 円	16,100 円+請求項数×1,300 円
第7～9年まで毎年	35,800 円+請求項数×2,800 円	32,200 円+請求項数×2,500 円
第10～25年まで毎年	71,600 円+請求項数×5,600 円	64,400 円+請求項数×5,000 円

2. 商標関係

2-1. 商標設定登録料、更新登録料

	改定前	改定後
設定登録料 (10年分) (商標法第40条第1項)	区分数×37,600 円	区分数×28,200 円
設定登録料 (分割納付) (商標法第41条の2第1項)	区分数×21,900 円	区分数×16,400 円
更新登録料 (10年分) (商標法第40条第2項)	区分数×48,500 円	区分数×38,800 円
更新登録料 (分割納付) (商標法第41条の2第7項)	区分数×28,300 円	区分数×22,600 円
防護標章設定登録料 (商標法第65条の7第1項)	区分数×37,600 円	区分数×28,200 円
防護標章更新登録料 (商標法第65条の7第2項)	区分数×41,800 円	区分数×33,400 円

2-2. 国際登録に基づく商標権の個別手数料

	改定前	改定後
設定時の登録料に相当する部分 (商標法第68条の30第1項第2号)	区分数×37,600 円	区分数×28,200 円
更新登録料に相当する部分 (商標法第68条の30第5項)	区分数×48,500 円	区分数×38,800 円

3. PCT 国際出願に係る手数料

	改定前	改定後（日本語	外国語）
国際調査手数料及び送付手数料 （国出法施行令第2条第2項第1号）	80,000円	80,000円	166,000円
国際調査の追加手数料（1発明毎） （国出法施行令第2条第6項）	60,000円	60,000円	126,000円
予備審査手数料 （国出法施行令第2条第2項第3号）	26,000円	26,000円	58,000円
予備審査の追加手数料（1発明毎） （国出法施行令第2条第7項）	15,000円	15,000円	34,000円

（2）適用のタイミング

2-1. PCT国際出願に係る手数料については、国際出願日が平成28年4月1日以後かどうか適用基準となるため、料金が混在する期間が発生し注意が必要となります。

→KEMPOSで系統的に管理しているものではない（ユーザー様が独自に単価表にデータを入力しているもので、ユーザー様サイドでの管理に属するもの）ので、ソフトの修正はありません。

2-2. 他の料金については平成28年4月1日以後に納付した場合に新料金が適用となります。そのため、包括納付や自動納付を設定している場合で、3月以後に登録査定となった場合には4月1日以後に手動で納付しなければ新料金が適用されないため、注意が必要となります。

→バージョンアップによりソフトの修正は行われますが、新旧の料金表を設けるものではありません。料金表は1つなので、請求書の作成等での料金は現在の料金表に基づいて行われます。

したがって、移行時のタイミングには注意する必要があります。

タイミング的には3月末までに手続きを行ったものの請求書の発行を完了した段階で単価表を修正するのが最も適切ではないかと思われます。システム管理している単価に関しては一括で変更するツールを用意させていただきます。

2-3. 期限のお知らせに記載する印紙代について

期限のお知らせを4月以後に期限が来るものを対象に出力する場合には新料金の表示が必要となるため、印紙代切替ツールなどで、お知らせの出力を行うときのみ一時的に新料金を設定する必要があります。

→バージョンアップにおいてシステム管理している単価（年金及び商標関係の料金）に関しては新旧を切り替えるツールを準備します。4月前に4月以降に期限が来る案件の案内を送る場合に一旦ツールで料金を変更して案内を送付し、作業終了後に元に戻しておくといった作業を行って頂きます。

印紙代の変更内容及び、印紙代切替ツールの使用方法については別途説明書を用意しておりますので、そちらをご覧ください。

2. 平成28年4月1日より改訂される期間延長の修正に対応しました。

(1) 設定納付期限の期間延長

設定登録時の特許料、商標登録料（更新登録料を除く）の納付期間は、特許（登録）査定の日から30日ですが、出願人または代理人の請求（期間延長請求書を特許庁へ提出）により納付期間を更に30日間延長することが可能となりました。

この期間延長請求により、延長した30日間で改正法の施行日をまたぐ場合には、当該施行日以降に納付する当該特許料、商標登録料は、引き下げ後の金額にて納付可能となります。

→登録査定時に設定納付期限を計算する際に、同時に最終期限も設定するようにします。

期間延長請求書を提出した場合には、納付期間を30日延長します。

KEMPOSでは料金の計算について納付日を考慮しません。現在設定されている単価表に基づいて行います。したがって、移行時期における単価表の設定には注意を要します。

- ・「設定納付延長」という手続を追加します。

- ・この手続を入力することで設定納付期限が30日延長されます。

出願台帳

整理番号 P000003-1 特許 管理者 不服審判 256 受任 JP 内内 担当者 異議申立

特許 設定納付 手続 通知 PView 印刷 Tool

出願経過

経過手続 納付延長 転記

申請日 2016年5月1日 担当者 受任票

期限補正

期限	数量	引例
原稿作成		文書名
原稿送付		備考
延長期限		2642
回答期限		
通知口期限		

減免区分

審請 なし

特許 なし

設定納付 2016年5月1日

存続期限

期限応答	書誌事項	その他
手続名	備考	
20 出願		
01 拒絶理由	【発送番号】510815	
01 登録査定		
10 期間延長2M		
15 意見書		

(2) 拒絶理由通知に対する応答期限の期間延長

【特許出願】

(1) 拒絶理由通知の応答期間内に行う期間延長請求

現行運用においては、拒絶理由通知の応答期間内に対応できない合理的な理由がある場合に、応答期間の延長が認められていますが、以下のような運用に変わります。

<出願人が国内居住者の場合>

1 通の請求で2ヶ月の応答期間の延長が認められます。

<出願人が在外者の場合>

1 通の請求で2ヶ月の応答期間の延長が認められ、2 通目の請求で更に1ヶ月の延長が認められます(最大3ヶ月の期間延長)。1 通目の請求と2 通目の請求を同時にすることもできます。

<共通>

現状では延長期間の指定なく、1 通で1ヶ月となっていますが、期間の指定が設けられます。

請求のための合理的理由は不要とします。

→現在の期間延長請求書は1枚で1ヶ月延長なので、期間は考慮していません。新しい書式に基づいて延長期間を取り込むようにします。

・「期間延長 2M」という手続を追加します。

手続定義ID	35130	取込書類名	期間延長
手続定義名	期間延長2M	取込書類名2	
手続名称	期間延長2M	取込書類名3	
手続英名称			
手続詳細	期間延長(2カ月)		
工程分類	特許庁への応答・提出	審判料返還期限	
日付題名	申請日	優先証明期限設定	なし
日付転記	なし	PD翻訳期限設定	
番号転記	なし	複写元日付	なし
応答期限設定	手続Tbl参照	複写先日付	なし
応答期限題名	延長期間	応答期限延長	<input checked="" type="checkbox"/>
存続期限設定	なし	応答題名	
審査請求期限設定	なし	応答限定	
年金期限設定	なし	回答期間設定	
更新期限設定	なし	新規性期限	
追完期限設定	なし	指定納付期限設定	
納付年数入力	なし	特殊出願	なし
使用証明期限設定	なし	特殊出願子ID	0
分納区分入力	なし	検査種別	なし
書換期限		重複禁止	<input type="checkbox"/>
出願翻訳期限		順序検査	<input checked="" type="checkbox"/>
JP指定国取下	なし	審査工程	<input checked="" type="checkbox"/>
翻訳期限設定	なし	年金工程	<input type="checkbox"/>
本出願期限設定	なし	表示区分	<input checked="" type="checkbox"/>
		消滅区分	<input type="checkbox"/>
		PCT19条期限設定	
		PCT34条期限設定	
		起案日入力の有無	
		分割出願期限設定	
		審判料繰延納付	なし
		EESR応答期限設定	
		対応出願期限設定	
		添付書類区分	<input type="checkbox"/>

- ・この手続を入力することで応答期限が2ヶ月延長されます。

出願台帳

出願台帳 自 内内 特 AIEntry 整理番号 p000003-1 特許 期間延長(手続 通知 PView 印刷 Tool

整理番号 P000003-1 特許 管理者 不服審判
256 受任 JP 内内 担当者 異議申立

顧客Ref T05 共同 1 代表出願 通知書 請求書 分担率 0.00% 減免区分

申請日 2016年4月10日 担当者 受任票
期限補正

送付日
受理日
起案日

期限 数量 引例

原稿作成 文書名
原稿送付 備考
延長期限 2016年7月31日 2639
回答期限
通知期限

審請 なし
特許 なし

意見書 2016年5月31日
存続期限

公告日 登録日
公告No 登録No

期限応答	書誌事項	その他
日	手続名	備考
06/20	出願	
04/01	拒絶理由	【発送番号】510815

- ・応答期限の設定です。

手続期限設定

中間期間設定 出願種別 特許

共通種別	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限	
					国内	外国
	特許	出願人への庁指令の通知		手続日	0	0
	特許	期間延長	延長期限	応答期限	-1	-1
	特許	期間延長(2カ月)	延長期限	応答期限	-2	-2
	特許	設定納付期限の延長	延長期限	応答期限	30	30

(2) 拒絶理由通知の応答期間経過後に行う期間延長請求

平成27年改正法の施行に伴い、拒絶理由通知の応答期間経過後延長が可能な期間（2ヶ月）内であれば請求により期間の延長が認められます。出願人が国内居住者である場合及び在外者である場合のいずれも1通の請求で2ヶ月の応答期間の延長が認められます。請求のための合理的な理由は不要となります。

また、当該期間延長請求を行う際には、(1)の延長請求よりも高額な手数料が必要となります。ただし、(1)の延長が認められたときは、応答期間経過後の延長請求はできません。また、当初の応答期間内に応答をした場合は、応答期間経過後の延長請求はできません。

→拒絶理由通知の応答期限設定で「最終期限」として応答期限から2ヶ月後の期限を設定します。

・応答期限設定を変更します。

共通種別	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限		延長期限	
					国内	外国	国内	外国
	特許	拒絶理由通知	意見書	手続日	60	-3	-2	-3

・拒絶理由通知の入力により応答期限の更に2ヶ月後が最終期限として設定されます。

期限	数量	引例
原稿作成		
原稿送付		
意見書	2016年5月31日	
最終期限	2016年7月31日	
回答期限		
仕上期限		
通知期限		

【商標登録出願】

(1) 拒絶理由通知の応答期間内に行う期間延長請求

現行運用においては、出願人が在外者である場合にのみ応答期間の延長が認められていますが、出願人が国内居住者である場合にも、期間の延長を認められるようになります。出願人が国内居住者である場合及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で1ヶ月の応答期間の延長が認められます。請求のための合理的な理由は不要となっています。

→特許の場合と同様な設定を行います。

(2) 拒絶理由通知の応答期間経過後に行う期間延長請求

平成27年改正法の施行に伴い、拒絶理由通知の応答期間経過後延長が可能な期間（2ヶ月）内であれば請求により期間の延長が認められます。出願人が国内居住者である場合及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で2ヶ月の応答期間の延長が認められます。請求のための合理的な理由は不要とします。また、当該期間延長請求を行う際には、(1)の延長請求よりも高額な手数料が必要となります。

※国際商標登録出願に係る暫定的拒絶通報に対する期間延長請求についても、上記(1)および(2)が適用されます。

→特許の場合と同様な設定を行います。

(3) 新運用の適用対象

上記(1)及び(2)の運用は、拒絶理由通知（平成27年改正法施行前にされたものを含みます。）の応答期間が平成27年改正法の施行日以後に経過する場合であって、かつ、応答期間の延長請求（(1)については、出願人が在外者である場合には、1通目の請求になります。）が平成27年改正法の施行日以後にされた場合に適用されます。

※平成27年改正法の施行日前に請求があったときの期間延長については、現行の運用のとおりですので注意が必要です。また、平成27年改正法の施行日後においても、拒絶査定不服審判請求後の拒絶理由通知（前置審査中のものを含む。）及び特許権の存続期間の延長登録出願の拒絶理由通知の応答期間については、現行の運用のとおりで変更はありません。

(4) 中間取込ソフトの対応

上記期間延長については出力されるHtmlの書類名がいずれも「期間延長請求書」のため、書類名からはどの期間延長かを判断できません。

今回のバージョンアップにより「期間延長請求書」を取り込む際には、書類内の文字列を検索し、

- ・「2カ月延長」の文字を含む → 期間延長 2M
- ・「30日延長」の文字を含む → 設定納付延長
- ・上記の文字を含まない → 期間延長（従来通りの1カ月延長）

の手続が設定されるようになります。

3. 平成28年4月1日より改訂される外国語書面出願の翻訳文にかかる通知に対応しました。

3-1. 外国語書面出願の翻訳文の提出期間が出願日（優先日）から1年2ヶ月から1年4ヶ月に延長されます。

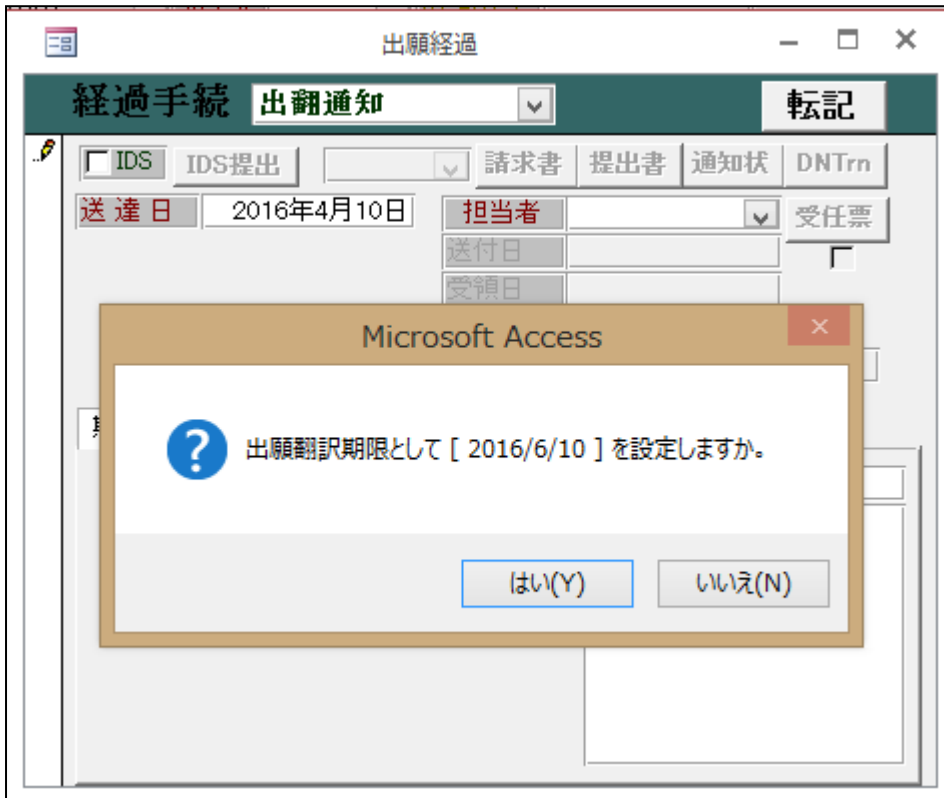
→出願種別の設定にて出願翻訳期限の期間を変更することで1年4ヶ月の期限が計算されるようになりますが、翻訳期限が計算されている既存の期限については、その期限が4月1日以後の場合には一律で1年4ヶ月に延長されます。バージョンアップ作業時にご確認頂いた上で一括処理をします。
出願取込ソフトについては今回のバージョンアップにて1年4ヶ月の期限計算に対応します。

3-2. 期間内に翻訳文の提出がなされなかった場合に特許庁から指令が発せられ、指定された期限内であれば翻訳文を提出することができるようになります。

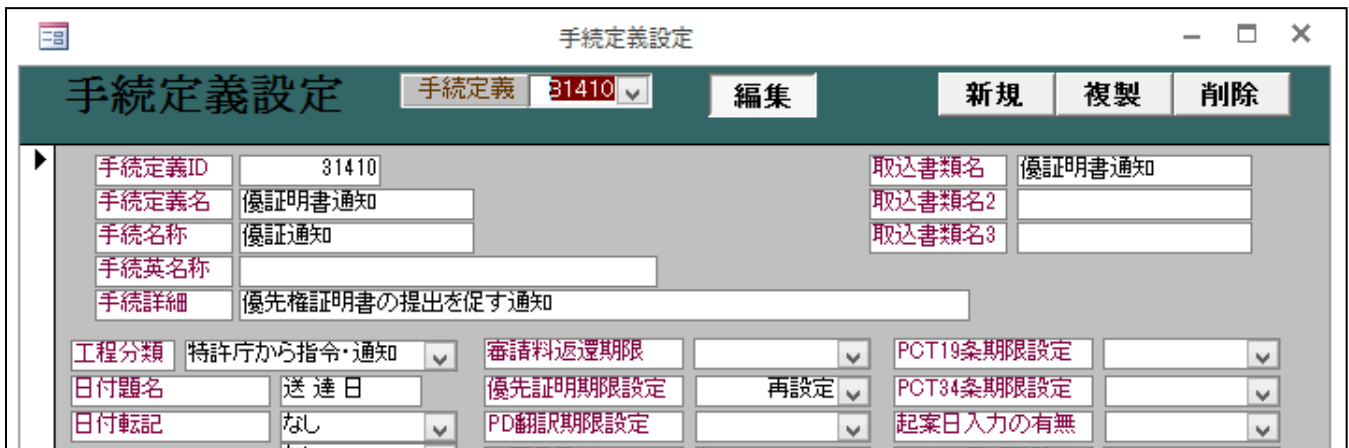
→新たに「出願翻訳通知」、「優証明書通知」の手続きを設けて入力し、元々の期限もそれに合わせて書換えます。

・「出願翻訳通知」の手続きを追加します。

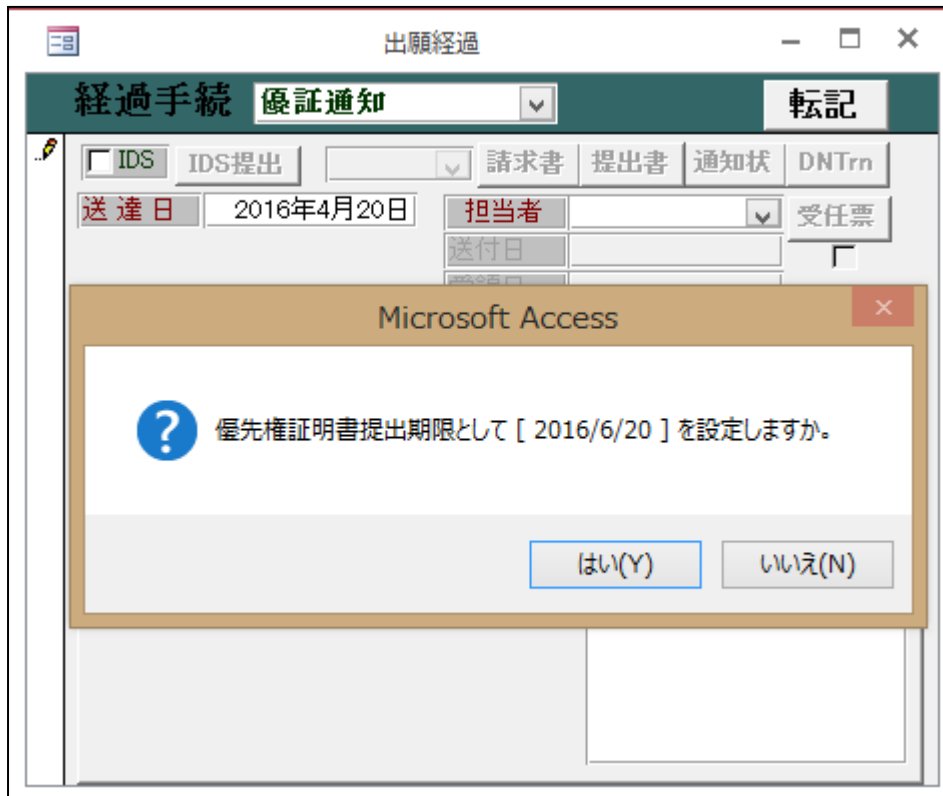
- ・「出願翻訳通知」の手続により、通知日から2ヶ月の出願翻訳期限が設定されます。



- ・「優証明書通知」の手続を追加します。



- ・「優証明書通知」の手続により、通知日から2ヶ月の優証明期限が設定されます。



上記手続により各項目の再計算された期限が出願台帳に設定されます。

要約図面/年金更新		審査経過		期限応答		書誌事項		その他	
	期限名	指令日	期限	応答日	案内期限				
UserDue1					案内日				
UserDue2					回答期限				
UserDue3					回答日				
優先有効	2004/06/20	出願翻訳	2016/06/10	EESR期限	指示期限				
変更可能		出願提出		EESR応答	指示日				
予審期限		追完期限		対応出願期限				審請期限	移行期限
予審請求		分割出願期限		対応出願提出				分割出願区分	
証明期限	2016/06/20	香港出願期限		最終拒絶通知				<input type="checkbox"/> IDS期間	